

○国土交通省告示第千七百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項及び第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月十三日

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(自動車の騒音防止装置)

**第118条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車<sup>にあっては</sup>二に定める基準を適用するものとする。

自動車の種別		騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両総重量が3.5 tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5 tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5 t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96

ロ 消音器について改造又は交換を行った二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）次に掲げる二輪自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(1) 第40条第1項第4号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が89dBを超える騒音を発する構造の二輪自動車（3）に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第4号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

改正前

(自動車の騒音防止装置)

**第118条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車にあっては口に定める基準、二輪自動車以外のものにあってはハに定める基準を適用するものとする。

自動車の種別		騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両総重量が3.5 tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5 tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5 t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車に改造したものを含む。）に限る。）		94

(新設)

(2) 第40条第1項第4号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が89dBを超える騒音を発しない構造の二輪自動車（(3)に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

(3) 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した二輪自動車 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ハ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第4号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

ニ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第5号又は前号ロに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

五 (略)

2・3 (略)

(自動車の騒音防止装置)

**第196条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、当該自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第4号又は第118条第1項第3号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

ロ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

ハ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則6.2.1.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

五 (略)

2・3 (略)

(自動車の騒音防止装置)

**第196条** 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、当該自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

ロ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第5号又は第118条第1項第3号ロに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

四 (略)

2・3 (略)

(消音器)

**第268条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 使用の過程にある原動機付自転車（排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 消音器について改造又は交換を行った二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

- (1) 第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が79dBを超える騒音を発する構造の第1種原動機付自転車及び当該近接排気騒音値が85dBを超える騒音を発する構造の第2種原動機付自転車（いずれも(3)に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。
- (2) 第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が79dBを超える騒音を発しない構造の第1種原動機付自転車及び当該近接排気騒音値が85dBを超える騒音を発しない構造の第2種原動機付自転車（いずれも(3)に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
(1) 第1種原動機付自転車	84
(2) 第2種原動機付自転車	90

ロ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則6.2.1.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

四 (略)

2・3 (略)

(消音器)

**第268条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 使用の過程にある原動機付自転車（排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 次の表の原動機付自転車の種別の欄に掲げる二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）のうち、当該原動機付自転車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換したものにあってはロに定める基準を適用するものとする。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
(1) 第1種原動機付自転車	84
(2) 第2種原動機付自転車	90

(3) 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した原動機付自転車 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ロ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認められた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

五 (略)

2・3 (略)

(消音器)

**第284条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車(総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるもの)に限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第1項第3号又は第268条第1項第3号に規定する基準に適合することを認められた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

四 (略)

2・3 (略)

別添112 後付消音器の技術基準

I (略)

II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1. (略)

ロ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

五 (略)

2・3 (略)

(消音器)

**第284条** 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車(総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるもの)に限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

四 (略)

2・3 (略)

別添112 後付消音器の技術基準

I (略)

II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1. (略)

2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1. 第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.、6.3.及び6.4.に限る。）に適合すること。
- (2) 協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則6.2.2.、6.2.3.及び6.3.に限る。）に適合すること。

2.2. 第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

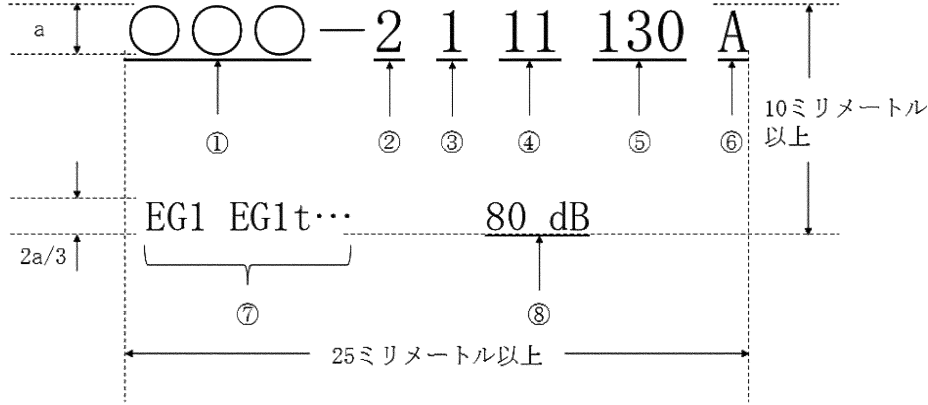
市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。
- (2) 協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則6.2.2.に限る。）に適合すること。

3. (略)

別記様式

1. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認済表示



a : 4ミリメートル以上

- ① 性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）  
（後付消音器に付される識別番号（7桁以上の数字））
- ② 識別番号 1桁目 後付消音器の個数
- ③ 識別番号 2桁目 触媒の有無（1：触媒付、0：触媒なし）
- ④ 識別番号 3・4桁目 性能等を確認した年（西暦）の下2桁（例えば、西暦2016年は「16」）
- ⑤ 識別番号 5桁目以降 性能等を確認した機関等が定める識別番号（3桁以上の数字）

2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

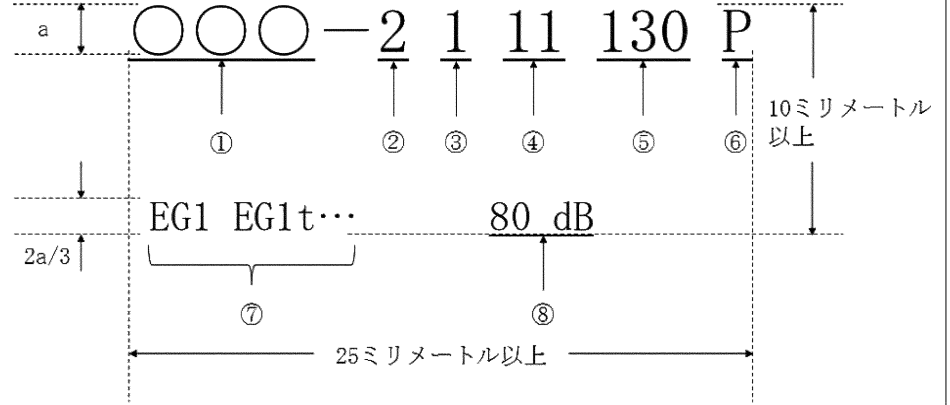
市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- (1) 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。
- (2) 協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則6.2.2.に限る。）に適合すること。

3. (略)

別記様式

1. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認済表示



a : 4ミリメートル以上

- ① 性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）  
（後付消音器に付される識別番号（7桁以上の数字））
- ② 識別番号 1桁目 後付消音器の個数
- ③ 識別番号 2桁目 触媒の有無（1：触媒付、0：触媒なし）
- ④ 識別番号 3・4桁目 性能等を確認した年（西暦）の下2桁（例えば、西暦2016年は「16」）
- ⑤ 識別番号 5桁目以降 性能等を確認した機関等が定める識別番号（3桁以上の数字）

(加速走行騒音の値に係る記号)

- ⑥ アルファベット「A」(2.1.(1)又は(2)を満たすものであるとき)  
アルファベット「P」(2.2.(1)又は(2)を満たすものであるとき)  
(後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式)
- ⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式 (過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)  
(後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値)
- ⑧ 近接排気騒音値 (dB) 後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値

(加速走行騒音の値に係る記号)

- ⑥ アルファベット「P」 (2.(1)又は(2)に適合するものであるとき)  
(後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式)
- ⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式 (過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)  
(後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値)
- ⑧ 近接排気騒音値 (dB) 後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値

附 則

この告示は、公布の日から施行する。